

議案第128号

久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例(平成22年久喜市条例第200号)の一部を次のように改正する。

第5条中「及び菖蒲町菖蒲地区地区計画」を「、菖蒲町菖蒲地区地区計画及び高柳地区地区計画」に改める。

別表第1に次のように加える。

高柳地区地区計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された高柳地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------	--

別表第2の5の表の次に次の1表を加える。

6 高柳地区地区整備計画区域

地区の区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
	建築してはならない建築物	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の緑化率の最低限度	建築物の緑化率の最低限度の適用除外に関する敷地面積
	(1) 法別表第2(る)項に掲げるもの (2) 法別表第2(わ)項に掲げるもの(当該地区内にて事業を営む企業の就業者の用に供する共同住宅若しくは寄宿舎又は店舗等に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内かつ当該地区内の工場で製造、加工	10分の6	5,000平方メートル。ただし、建築物の敷地面積の最低限度未満の土地で、	(1) 道路と緩衝緑地帯が接する(水路を挟む場合を含む。)箇所(敷地境界線からの水平距離は、15.0メートル以上としなければならない。 (2) 公園と緩衝緑地帯が接する箇所の敷地境界	25メートル	10分の2	

<p>又は貯蔵する製品を主に販売するものを除く。)</p> <p>(3) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5) 保育所(当該地区内にて事業を営む企業の就業者の用に供する保育所を除く。)</p> <p>(6) 公衆浴場</p> <p>(7) 診療所(当該地区内にて事業を営む企業の就業者の用に供する診療所を除く。)</p> <p>(8) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(9) 畜舎</p> <p>(10) 自動車教習場</p> <p>(11) 火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業の用に供する建築物</p> <p>(12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条に規定する一般廃棄物処理業、第14条に規定する産業廃棄物処理</p>	<p>次に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 当該地区内の工場で製造、加工又は貯蔵する製品を主に販売する店舗等に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 市長が公益上やむを得</p>	<p>線からの水平距離は、5.0メートル以上としなければならない。</p> <p>(3) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(地盤面下の部分を除く。)から道路境界線までの水平距離は4.0メートル以上としなければならない。</p> <p>(4) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(地盤面下の部分を除く。)から隣地境界線までの水平距離は2.0メートル以上としなければならない。</p>		
--	---	---	--	--

	業又は第14条の4に規定する特別管理産業廃棄物処理業の用に供する建築物		ない と認 めた 建築 物の 敷地 とし て使 用す るも の				
--	-------------------------------------	--	---	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜都市計画地区計画を変更したことに伴い、高柳地区地区計画の内容の一部を条例に基づく制限として定めるため、この案を提出するものであります。